

答 申 第 4 8 号  
平成18年11月28日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会  
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成18年4月26日付け青人第74号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

知的障害のある職員が県職員になるに当たって県へ提出した文書等についての不開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

## 第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。

## 第 2 諮問事案の概要

### 1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成18年3月23日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「知的障害のある職員が、青森県職員になるにあたって青森県へ提出した文書一式」、「H8年～17年の間に青森県の職員として採用された知的障害者の数がわかる文書」及び「知的障害者手帳交付者のみを対象とした別枠選考試験で使用された試験用紙」（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、本件行政文書については、作成も取得もしていないため、保有していないとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年4月5日、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成18年4月10日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるといものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書によると、次のとおりである。

- (1) 文書は存在するので、開示決定処分をしていただきたい。
- (2) 知的障害者を雇用しないという方針があるのであれば、それを公開することが必要である。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

- 1 本県において職員採用試験を実施するに当たっては、受験資格の中で知的障害の有無を問うことはしていないこと、また、採用時の手続きにおいても、知的障害者であることの確認及び知的障害者であることを理由とした特別な取扱いはしていないことから、「知的障害のある職員が、青森県職員になるにあたって青森県へ提出した文書一式」については取得していないとともに、「青森県の職員として採用された知的障害者の数がわかる文書」については作成していない。
- 2 また、「知的障害者手帳交付者のみを対象とした別枠選考試験」は実施していないことから、これに係る試験用紙については作成していない。
- 3 以上から、開示請求のあった行政文書については、県において作成も取得もしておらず、保有していないことから、このことを理由として行政文書不開示決定を行ったものである。
- 4 なお、異議申立人が主張する「知的障害者を雇用しない方針」については、本県では特に定めていないものであること、また、当該論点は今回の行政文書不開示決定に対して特に影響を及ぼすものではないと判断されることを、念のため申し添える。

## 第5 審査会の判断理由

## 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

## 2 本件行政文書の存否について

- (1) 「知的障害のある職員が、青森県職員になるにあたって青森県へ提出した文書一式」及び「H8年～17年の間に青森県の職員として採用された知的障害者の数がわかる文書」の不存在の態様について

ア 実施機関は、理由説明書において、本件行政文書のうち、「知的障害のある職員が、青森県職員になるにあたって青森県へ提出した文書一式」及び「H8年～17年の間に青森県の職員として採用された知的障害者の数がわかる文書」については、それぞれ「取得していない」、「作成していない」とし、その理由として、職員採用試験の受験資格の中で知的障害の有無を問うことはしていないこと、及び採用時の手続きにおいても知的障害者であることの確認や知的障害者であることを理由とした特別な取扱いをしていないことを挙げているところである。

イ そこで、職員採用試験の受験資格、採用時の手続き、採用した県職員に知的障害者が存在するかどうか等について、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、その提出した書面においておおむね次のように述べているところである。

- (ア) 職員の採用は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第17条第3項の規定により、競争試験又は選考試験によることとされ、職員の採用において実施される競争試験の受験資格については、法第19条第2項の規定に基づき、職員の任用に関する規則（昭和50年4月青森県人事委員会規則6-15。以下「規則」という。）第9条の規定により試験の対象となる職に応じ、試験を行うつど人事委員会が定め、規則第10条の規定により人事委員会が公告するものとされている。

また、選考試験の受験資格については、基本的に競争試験の受験資格に準じて知事が定め、募集案内の関係機関への配付及び県ホームページへの掲載等の方法により公表している。

なお、平成18年度青森県職員採用試験の受験資格は、次のとおりである。

- a 次のいずれかに該当する者で、活字印刷文による出題に対応できる者
    - (a) 昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者
    - (b) 昭和60年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成19年3月31日までに大学を卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）（ただし、この者のうち、「薬学」の試験職種を受験しようとする者については、薬剤師の免許を有する者又は平成19年7月31日までに取得する見込みの者に限る。）
  - b 次のいずれかに該当する者は受験することができない。
    - (a) 日本の国籍を有しない者
    - (b) 法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
      - 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
      - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
      - 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
      - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を締結し、又はこれに加入した者
  - (イ) 採用時の手続きにおいて確認する事項及び方法については、履歴書、身上申告書、前歴証明書、最終学校の卒業証明書・成績証明書及び健康診断書等の提出並びに面接により、氏名、性別、生年月日、本籍、学歴、職歴、賞罰、免許・資格、家族状況、採用後の希望業務・希望勤務地及び健康状態等について確認している。
  - (ウ) 知事部局においては、特段の配慮なしに知的障害者が他の職員と同様に遂行できる業務はないことから、知的障害者である職員はいないと判断している。
- (2) 「知的障害のある職員が、青森県職員になるにあたって青森県へ提出した文書一式」及び「H8年～17年の間に青森県の職員として採用された知的障害者の数がわかる文書」の存否について
- ア 前記(1)イの実施機関の説明を踏まえ、当審査会が調査したところによれば、「職員採用試験の受験資格の中で知的障害の有無を問うことはしていない」旨の実施機関の主張については、当該受験資格として明文で規定していないという意味においては認めることができるが、「採用時の手続きにおいても知的障害者であることの確認をしていない」旨の主張については認めることができない。
- イ 法は、第15条において、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験

成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行わなければならない」と規定している。また、法第20条では、競争試験の目的を「職務遂行の能力を有するかどうかを正確に判定すること」とし、競争試験の方法については、「筆記試験により、若しくは口頭試問及び身体検査並びに人物性行、教育程度、経歴、適性、知能、技能、一般的知識、専門的知識及び適応性の判定の方法により、又はこれらの方法をあわせ用いることにより行う」と規定しているところである。

ウ この法の規定内容からすれば、職員の任用に当たっては、県職員として、その職務を遂行する能力を有するかどうかについての判定が行われるものであり、実施機関は、筆記試験はもとより、面接試験、適性検査、身体検査、その他種々の提出書類の審査を通じ、受験者の能力が妥当なものかどうかを判定しなければならないものである。

エ 知的障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第4号において、「障害者のうち、知的障害である者であつて厚生労働省令で定めるものをいう」と定義されている。「知的障害」に関する明確な定義はないが、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第1条の2に規定する知的障害者判定機関である旧青森県知的障害者更生相談所（平成17年4月1日「青森県障害者相談センター」に組織変更）が作成した「心理・職能判定の手引（平成7年7月）」によれば、「知的障害」については、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」とし、「発達期以降にあらわれた知的機能の障害は知的障害に含まれない」としているところである。

また、知的障害であるかどうかの判定基準は、「標準化された知能検査によって測定された結果、知能指数が概ね70までのもの」で、かつ、「日常生活能力（自律機能、運動機能、意思交換、探索操作、移動、生活文化、職業等）の到達水準が総合的に同年齢の日常生活能力水準〈表2〉のa、b、c、dのいずれかに該当するもの」となっているところである。

そして、知的障害の程度については、知能水準と日常生活能力を判断し、最重度、重度、中度、軽度の判定を行うものとされ、発達期を過ぎ成人した段階における知能の発達段階は、一般的には、軽度の知的障害においても、8歳から11歳程度までであるとされている。

オ 前記ウで述べたように、職員の任用に当たって、県職員としての職務遂行能力の有無について判定が行われることからすれば、競争試験又は選考試験において、実施機関は、受験者が前記エのような特徴を有する知的障害者ではないことを結果的に確認することとなるはずであり、また、知的障害者の当該特徴からすれば、職員の採用の方法が競争試験又は選考試験に限定されている現状においては、現行の競

争試験はもちろんのこと、選考試験においても受験対象を知的障害者のみとするなど特別な措置を講じない限り、これらの試験において知的障害者が合格することは、一般的には困難であると考えるのが相当である。

カ 理由説明書における、「知的障害者手帳交付者のみを対象とした別枠選考試験」は実施していない」との実施機関の主張や、当審査会からの照会に対する、「知事部局においては、特段の配慮なしに知的障害者が他の職員と同様に遂行できる業務はないことから、知的障害者である職員はいないと判断している」との実施機関の説明など、以上の点を総合的に考慮すれば、本県において、知的障害者が県職員として採用された事実があると認めることはできない。

キ したがって、実施機関は、「知的障害のある職員が、青森県職員になるにあたって青森県へ提出した文書一式」及び「H8年～17年の間に青森県の職員として採用された知的障害者の数がわかる文書」については、それぞれ取得していない、及び作成していないと考えるのが相当である。

(3) 「知的障害者手帳交付者のみを対象とした別枠選考試験で使用された試験用紙」の存否について

「知的障害者手帳交付者のみを対象とした別枠選考試験で使用された試験用紙」に関する、「知的障害者手帳交付者のみを対象とした別枠選考試験」は実施していない」との実施機関の主張については、当審査会の調査においても、これを覆し、当該試験の実施を推認させるような特段の事情の存在も認められない。

したがって、実施機関は、「知的障害者手帳交付者のみを対象とした別枠選考試験で使用された試験用紙」については、作成していないと考えるのが相当である。

### 3 結論

以上のとおり、実施機関は、本件行政文書を保有していないと認められるので、第1のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 4 月27日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成18年 5 月17日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成18年 5 月25日 ( 第119回審査会 )	・ 審査を行った。
平成18年 6 月22日 ( 第120回審査会 )	・ 審査を行った。
平成18年 7 月14日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成18年 7 月27日 ( 第121回審査会 )	・ 審査を行った。
平成18年 8 月31日 ( 第122回審査会 )	・ 審査を行った。
平成18年 9 月28日 ( 第123回審査会 )	・ 審査を行った。
平成18年10月26日 ( 第124回審査会 )	・ 審査を行った。
平成18年11月22日 ( 第125回審査会 )	・ 審査を行った。



(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
栗原由紀子	青森中央学院大学経営法学部専任講師	
紺屋 博昭	弘前大学人文学部助教授	
平井 卓	青森大学経営学部教授	会長職務代理者
三上久美子	特定非営利活動法人ウィメンズネット 青森理事長	

(平成18年11月28日現在)